-FASF、企業会計基準諮問会議 一の取扱い、テーマ提言へ コインを用いた取引

開催した(名称変更後、初の開 計基準諮問会議は第45回会議を 機構内に設置されている企業会 去る7月20日、財務会計基準

ステーブルコインを用いた取引

提言概要

催)。主な審議内容は次のとおり。

こでいう「電子決済手段」とは、 規テーマとして提言された。こ るものである。 金決済法2条5項各号に規定す 指す。具体的には、次の改正資 テーブルコインを用いた取引を 法定通貨と価値を連動させたス 係る会計上の取扱いの検討が新 電子決済手段の発行・保有等に 金決済法を踏まえ、金融庁より 6月10日に公布された改正資

不特定の者に対して代価の弁 ことができる財産的価値(1 通貨建資産であって、電子情 済に使用すること等ができる 報処理組織を用いて移転する

事務局の分析

特定信託受益権(金銭信託に 産の全部が預貯金により管理 よる受益権であって、信託財

> ・これらに準ずるもの(4号) されているもの) (3号)

することが見込まれる場合には 改正資金決済法の施行日までに に該当するものの、今後内閣府令 動が想定されない。他方、4号は ら起算して1年内に施行される。 お、改正資金決済法は公布日か 検討することが求められた。な 1~3号とは分離して継続的に **4号については検討に時間を要** 実務対応報告を公表すること、 有する場合の会計処理について、 な「電子決済手段」を発行・保 で指定されることが想定される。 おらず、現行法上は「暗号資産」 る償還が約されており、価格変 法定通貨による償還が約されて 前記1~3号は法定通貨によ

であり、実務対応レベルで想定

本提言では、1~3号のよう

の取扱い」等に関連するテーマ 号資産の会計処理に関する当面 告38号「資金決済法における暗 析を行い、本提言は実務対応報 テーマアップ要件に従って分

扱いを検討し、4号については と考えられる。 準」等が適用されることになる 10号「金融商品に関する会計基 融商品に該当し、企業会計基準 内閣府令の内容が公表された後 に検討の判断を行う。 を論点とし、まず1~3号の取 前記を踏まえ、主に次の3点 また、1~3号はいずれも金

取り扱うかどうか 預金と同様に現金同等物と

価評価の対象としない場合に 時価評価の対象とするか、時 貸倒引当金等の評価減の対象 市場価額が存在する場合に

発生および消滅の認識時点

して提言することとした。 られ、ASBJに新規テーマと 委員からはおおむね同意が得

株式報酬に関する会計処理・

開示の取扱い

とを依頼することとした。 応専門委員会にて議論を行うこ が、本テーマは引き続き実務対 いの整備についても審議された に関する会計基準・開示の取扱 ト参照)に引き続き、株式報酬 №1639)情報ダイジェス 前回(2022年3月20日号

計

されると考えられる。

提出コメント案の内容固まる

SSB J

行われた。 るコメント文案について審議が いう) と**IFRS S2号 (以下**) 1号(以下、「S1基準案」と **照)に引き続き、IFRS S** 1651)情報ダイジェスト参 会合(2022年8月1日号(M 第2回会合を開催した。第1回 ティ基準委員会(SSBJ)は 「S2基準案」という)に対す 去る7月21日、サステナビリ

S 1 基準案 (新たに議論され

た論点

の1つとして次を考えている。 に著しい負担を伴う場合の対応 ナビリティ関連財務情報の開示 産業も相当数にのぼり、サステ 会社数が極めて多く、該当する 事務局は、子会社および関連 複数事業を営む企業の報告

法域ごとの判断

がある親会社、子会社及び関連 リスク及び機会ごとに重要性の について説明することを条件と 集計に含めていない企業の範囲 範囲については、集計方針及び して、サステナビリティ関連の 実際に集計対象とする企業の る影響 (material impact) 委員からは「記載の意図は.

会社の範囲を決定し、それらに ಠ್ಠ ピックを参照することを要求す おいて、企業が決定した範囲に ついての情報のみを集計するこ 会社に関連する産業の開示ト おける親会社、子会社及び関連 適用した企業は、産業別開示に とを容認する。当該容認規定を

追記した。検討する」と回答した。 ウトリーチ等で『重要性の判断 意見が複数聞かれ、事務局は「ア 項および54項で読める内容であ が難しい』との意見を得たため り、言及しなくてもよい」との 委員からは「S1基準案の50

原則としてそれらを要求するこ び「同一期間」の報告について、 て判断すべきとされている。 せるかについては各法域におい のように原則と例外を組み合わ とには同意するものの、それぞ するため、「同時」の報告およ は各法域の諸制度に幅広く関連 れ例外を認めるべきであり、ど 文案では、報告企業について

記した」と回答した。 にするため重要な論点と考え追界中の各法域が採用できるよう

との質問があり、事務局は

世

S2基準案

保酬について、文案では、T CFDが2021年に実施した 公開協議の結果、相対的に有用 会ことを踏まえ、任意開示項目 とすることが適切との意見が聞 かれているため、気候と関連づ かれているため、気候と関連づ がれているため、気候と関連づ がれているため、気候と関連づ がれている。

で報酬の開示の重要性は認識されている。このような記載はしれている。このような記載はしたビリティの考慮すべき事項と役員報酬の関係性は、今非常に役員報酬の関係性は、今非常に役員報酬の関係性は、今非常にを促すべき」との意見が聞かれ、を促すべき」との意見が聞かれ、する」と回答した。

*

で期日までに提出される。
は、委員全員より承認が得られ
は、委員全員より承認が得られ

委員からは「さまざまな局面

コメント対応、検討「ASB」税効果会計、STO公開草案等の

生きる 7月19日、企業会計基準委員会は第483回企業会計基準

準委員会を開催した。

法人税等会計基準等の改正主な審議事項は次のとおり。

(案)」等に寄せられたコメント会(2022年7月20日号(M公開草案71号「法人税、住民税公開草案71号「法人税、住民税公開草案71号「法人税、住民税のが事業税等に関する会計基準のが事業税等に関する会計事門委員

た。への対応につき審議が行われ

税金費用の区分

対象となる取引の範囲について、結論の背景で具体例を示して、にしいとのコメントに対し、事務局は、仮に記載するとしてもその例に限定されるわけではもその例に限定されるわけではなく、今後の会計基準等の改正なく、今後の会計基準等の改正なく、今後の会計基準等の改正する対応案を示した。

メンタルヘルス ・

気を抜く、手を抜く、群を抜く

江口

メンタルクリエイト

水泳を始めて1年が経ち、か水泳を始めて1年が経ち、か水泳を始めて1年が経ち、かいう泳法に囚われていたのですが、「どう力を抜くか」に意識をが、「どう力を抜くか」に意識をが、「どう力を抜くか」に意識をが、「どう力を抜くか」に意識をが、「どう力を抜くか」に意識をが、「どう力を抜くか」に意識をが、「ぶぐことが重要で、泳法はめて浮くことが重要で、泳法はめて浮くことが重要で、泳法はかででしょう。

また、力を抜くことにおいて難 得するのに時間がかかりました。 その他は力を抜くという加減の調 をです。単に全身の力を抜けば をです。単に全身の力を抜けば をです。単に全身の力を抜けば をです。単に全身の力を抜けば をです。単に全身の力を抜けば

は緊張を緩める(気を抜く)のは緊張を持っている)けど、その他に対していると、本来持っていると、いまた、身体が強張っていると、いまた、身体が強張っていると、いまた、身体が強張っていると、いまた、身体が強張っている(一定の緊急を持っている)けど、その他、人の一部に力を込めている(一定の緊急感を持っている)けど、その他、私たは緊張を持っている)けど、その他、私たは緊張を援める(気を抜く)の

ので、「手抜き」といわれます。 る言葉といえば、「手を抜く」も はよくないイメージで使われるこ う。この「気を抜く」という言葉 あると称賛されます。 価値を持つたとき、高度な戦略で がありそうな場所に手を打たない を置かず、一見関係なさそうな場 において、今戦っている場所に石 挙げられます。この言葉は囲碁 とが多いですが、ふつと力を抜き が望ましい状態だといえるでしょ が語源だといわれています。 囲碁 ために大切なことだと思います。 たちが本来の自分らしくいられる 身体を緩めてあげることは、私 この「手抜き」が後の局面で高い 所に置くことをいいます。 必然性 よくないイメージで使われてい

このことも、私たちが仕事をするうえで大切なことを示唆しているうえで大切なことを示唆しているときは、どなくなったりしているときは、どなくなったりしているときは、どなくなったりにしかし、そのようしまいます。 仕事に追われたり余裕がおところに目を向ける必要がちなところに目を向ける必要があります。

う言葉から得られる教訓は、「目「気を抜く」、「手を抜く」とい

の前で起きていることや重要だ てみる、このような例が挙げられ ていることや思い込みから目を離 の前で起きている問題から目を離 スすることに目を向けてみる、 を離し、吸収するための自分の いったん目を離すことが、結果と と過信してしまっていることから し、まったく異なる視点から眺め に目を向けてみる、正しいとされ し、これから起こり得る出来事 目を離し、呼吸を整えリラック る、上手にプレゼンすることから 態度を整えることに目を向けてみ しょう。 早く覚えることから目 して役に立つ」ことだといえるで

このように、私たちが「気を抜く」、「手を抜く」ことができるようになったとき、本来の自分らしく振舞えている心地よさ、大変な状況でも苦しさを感じない心のゆとり、効率的に仕事を進められる喜び、見通しを持つて仕事ができるでしょう。そうすれば、とができるでしょう。そうすれば、とができるでしょう。そうすれば、とができるでしょう。そうすれば、とができるでしょう。そうすれば、とができるでしなど、多くのものを得ることができるでしょう。そうすれば、とができるでしょう。そうすれば、とができるでしょう。そうすれば、とができるでしょう。そうすれば、とができるでしょう。そういうことができるでしない、多くのものと変わっていくはずできるよう。

出された。 参考になるのでは」との意見が 委員からは「具体例の記載は

(2) 却に係る税効果 れる場合の子会社株式等の売 グループ法人税制が適用さ

の分析が示された。 つの論点に整理され、 寄せられたコメントは次の2 それぞれ

売却損益の繰延べに係る繰延 売却損益の繰延べに係る一部 て、連単で異なる取扱いを設 税金資産・負債の認識につい けることが合理的か否か。 とが合理的か否か。 いて異なる取扱いを設けるこ 延税金資産・負債の認識につ に係る一時差異との間で、 差異と、子会社に対する投資 →両者の性質は同じとはいえ *税引前当期純利益と税金費 効果会計の目的を優先させ 用を合理的に対応させる税 ず、一定の合理性がある。 取扱いを設けるべき。 るため、連結のみ例外的な

1) STO公開草案

事務局提案

れなかった。 委員からは特段の異論は聞

STO公開草案・ICO論点

第146回実務対応専門委員

上の観点から速やかに基準開発

という)および「資金決済法上 取扱い (案)」(以下、「公開草案」 1650)情報ダイジェスト参 の対応につき、審議が行われた。 いう)に寄せられたコメントへ の整理」(以下、「論点整理」と 有に係る会計処理に関する論点 るICOトークンの発行及び保 上の電子記録移転権利に該当す の暗号資産又は金融商品取引法 有の会計処理及び開示に関する 価証券表示権利等の発行及び保 公開草案63号「電子記録移転有 照)に引き続き、実務対応報告 会(2022年7月20日号(No

する事務局案が示された。 ことを踏まえ、当初案どおりと て、同意コメントが多数あった わないこととした方向性につい の論点を実務対応報告で取り扱 の発行および保有に関する一部 委員から特段意見は聞かれな 論点整理で示された、STO

ICO論点整理

整する。

価とリース料について価格を調

論点整理に寄せられたコメン

かった。

計処理に関して、監査上、税法 クンの発行および保有に係る会 とんどの回答者からICOトー 基準開発の時期について、ほ の要旨が紹介された。

> あった一方、 に着手すべきとのコメントが 国際的な基準開発

> 反対意見も1通寄せられた。 が行われてから着手すべきとの

会 탉

S&LB全般の再提案、検討 ASBJ、リース会計専門委

委員会は第118回リース会計 専門委員会を開催した。 去る7月20日、企業会計基準

主な審議事項は次のとおり。

提案が示され、審議が行われた。 (S&LB) 全般についての再 セール・アンド・リースバック セール&リースバック取引 これまでの審議を踏まえ、

間か一時点か)にかかわらず、 交渉される場合で、譲渡対価と 資産の譲渡とLBが一体として リース料が通常の取引価格でな いことが明らかな場合、 収益認識のパターン(一定期 (LB) 間での価格調整 資産の譲渡とリースバック 譲渡対

2 S&LBの定めを適用する

4

S&LBの注記

S&LBの定めを適用しない。 期間にわたり認識される場合、 資産の譲渡に係る収益が一定 S&LBの会計処理

売手である借手の会計処理

ス(FL)の場合は資産の譲渡 は、 要件を満たす場合は資産の譲渡 益認識会計基準等の収益認識の レーティング・リースであり収 に係る収益を認識せず、オペ LBがファイナンス・リー

結論の背景で説明する。 していない蓋然性が高いことを は、収益を認識する要件は満た いたようなリースである場合に においてFLとして分類されて Bが改正前のリース会計基準等 な記載を行う必要はないが、L リース会計基準等において詳細 か否かの判断については、改正 を結論の背景で説明する。 譲渡に係る収益を認識すべき

める。 益および主要な条件の開示を求 ついて、S&LBから生じた損 に係る収益が認識される取引に S & L B の う ち 、 資 産 の 譲

(2) 専門委員の意見

ら過剰では」などの意見が聞か な条件の注記は、守秘性の点か 専門委員からは「11④の主要

親委員会の意見

委員会でも本テーマが議論され 7月19日開催の第483回親

れた。 記述が不十分」との意見が聞か に価格調整しないと不適切かの 委員から「①①で、どの場合

現行のリース適用指針におけ

定めとは異なる定めを置く理由

る経過措置

た、IFRS16号「リース」の に係る収益を全額計上する。ま

度開始前の所有権移転外FL取 を残す事務局案が示された。 引の取扱いについて、経過措置 は聞かれなかった。 委員会の委員からも、 専門委員および第483回親 借手と貸手に関する適用初年 反対意見

その他の基準の修正

等の改正案の審議が行われた。 改正案が示され、審議された。 基準」および「固定資産の減損 は、本改正案に加え、次の基準 に係る会計基準の適用指針」の なお、 固定資産の減損に係る会計 第483回親委員会で

取引の会計処理に関する実務 「連結財務諸表におけるリース

指針」の取扱い

リース業における金融商品会 計基準適用に関する当面の会

> 収益認識に関する会計基準 計上及び監査上の取扱い

貨幣の時間 価値 の考慮、検討

積りにおける貨幣の時間価値 論点のうち、信用リスクの見 関し、ステップ2で検討する 産の減損の会計基準の開発に 専門委員会を開催した。金融資 委員会は第184回金融商品 の考慮について、 去る7月25日、 ASBJ、金融商品専門委 企業会計基準 検討された。

事務局提案

ステップ2でIFRS9号

挙がっていた。 の実務負担を懸念する意見が めをそのまま取り入れた場合 において、IFRS9号の定 しておらず、これまでの議論 除き、貨幣の時間価値は考慮 ではDCF法を用いる場合を 求される。しかし、日本基準 時間価値を考慮することが要 見積手法にかかわらず貨幣の 失の測定に関する原則として、 取り入れた場合、予想信用損 「金融商品」の定めをそのまま

(1) 定めの取り入れ方

当初認識した実効金利または IFRS9号では、割引率は

> 利法は適用されておらず、利息 られている。他方、日本基準で 期間は期末まで行うことが求め その近似値を用いること、割引 表価額は債権額面で計上され 識・測定され、債権の貸借対照 収益は約定利子率に基づき認 は基本的に債権の測定に実効金

利法による償却原価測定)の取 ある。この点、債権の測定に関 扱いとセットで検討する必要が えを取り入れるうえでは、IF とが提案された。 のいずれかの方法を採用するこ の定めの取り入れ方として、次 する定めも含めたIFRS9号 RS9号の債権の測定 (実効金 そのため、割引率に関する考

方法1:実効金利法による償却 取り入れず、組成した貸付金 なく約定利子率を採用する。 引率に関して、実効金利では の予想信用損失に適用する割 原価測定に関する測定規定は

> 方法2:実効金利法による償却 取り入れ、貸付金の予想信用 原価測定に関する測定規定を 金利とする。 損失に適用する割引率は実効

方法3:方法1と方法2のいず れかの選択適用

(2) その他の論点

うほどではないと考えられる。 られ、必ずしも実務上困難とい ずに調整を行えるケースも考え ものの、金融機関の状況によっ 務上の負担は一定程度生じ得る 関するデータの把握が必要にな パラメータの調整や回収期間に や倒産確率法による場合、見積 ては過大なコストや負担をかけ はなく、たとえば貸倒実績率法 値の反映に関して、DCF法で る可能性がある。そのため、実 回収期間に係る貨幣の時間価

行うこととし、②についてはIF RS9号の定めをそのまま取り 入れることが考えられるとした。 (1)については引き続き検討を

委員の意見

外は難しいのではないか」な しているとは限らず、方法3以 べての企業が実効金利法を導入 して「IFRS適用企業でもす 専門委員からは、 前記(1)に関

> た。 方法3を推す意見が多かっ 他方、「国際的な比較可能

よい」との意見もあった。 性を担保するためにも方法2が

監

タリングレポー 監査事務所検査 |結果事例集 トの改訂版、公表

CPAAOB

去る7月15日、

公認会計士

て取りまとめ、公表している。 どをモニタリングレポートとし 活動の状況や監査業界の現状な 審査会が実施するモニタリング 摘事項を事例集として、また 所に対する検査で確認された指 レポート」という)」を公表した。 レポート(以下、「モニタリング よび「令和4年版モニタリング (以下、「事例集」という)」お 結果事例集(令和4事務年度版) という)は、「監査事務所検査 監査審査会(以下、「審査会 審査会では、毎年、監査事務

「監査事務所検査結果事例集」

のポイント

した。

せている。 おける改善に資するよう、「評 に、特に中小規模監査事務所に **価できる取組」の事例を充実さ** 最新の事例を追加するととも

要について記載している。 への対応」の項目を追加し、 新たに「品質管理基準等の改訂 「I.業務管理態勢編」では、 概

> 新たに 規定および留意点を一覧表の形 指摘されている項目に係る根拠 業務の実施」において、数多く 的に実施できるように、「監査 けた監査手続の検討をより効果 たほか、監査の品質の向上に向 項(KAM)」の項目を追加し にして記載している。 ΙΪ 「監査上の主要な検討事 個別監査業務編」では、

「モニタリングレポート」 の

O) 監査等の状況について更新 被監査会社や新規上場(IP 公認会計士・監査法人の概況、 「I. 監査業界の概観

② 「Ⅱ・審査会によるモニタリ ング

新のほか、審査会第7期 務所等モニタリング基本計画の 針および令和4事務年度監査事 査事務所等モニタリング基本方 4年4月~令和7年3月) モニタリング関係のデータ更 (令和 の監

説明を記載した。

(3) 「Ⅲ. 監査事務所の運営状

記載した。 トワークへの取組みをコラムに 在の監査事務所におけるリモー データを更新するとともに、現 監査事務所の運営状況に係る

への対応 「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化

新したほか、KAMの報告に係 する最近の動向などについて更 Mへの対応状況、会計監査に関 感染症拡大の影響と対応やKA る監査法人の体制の一例を記載 を踏まえ、新型コロナウイルス 近時の監査をめぐる環境変化

が一層積極的に行われることを 期待している。 監査人とのコミュニケーション を参考に、被監査会社等と会計 やモニタリングレポートの内容 監査が確保されるよう、事例集 審査会としては、適正な会計

go.jp/cpaaob/shinsakensa/ fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/ サイト(事例集:https://www kouhyou/20220715/20220715-2. -: https://www.fsa. html、モニタリングレポー kouhyou/20220715/20220715-3 ポートの全文は、審査会ウェブ html)から参照することができ 事例集およびモニタリングレ

*

委任状規則の改正等、公表 | SEC

案プロセスの規則改正案を公 任状規則の改正および株主提 去る7月13日、SECは、 委

委任状規則の改正

の改正が公表された。 委任状規則 (proxy rules)] 議決権行使の助言を規定する

が適用されない限り、「情報と は、「委任状規則」での (solicitation)」となり、免除 議決権行使助言会社の助言 「勧誘

提出要求」の対象となる。 に関する次の2つの免除条件を 削除した。 改正では、「情報と提出要求

- 1 の対象となる登録者」が、助 言を利用できるようにする。 適時に、 「議決権行使の助言
- 2 答を知る手段が提供される。 には、登録者による書面の回 議決権行使助言会社の顧客

避にある。 を損なう可能性のある負担の回 言会社の助言の適時性と独立性 改正の目的は、議決権行使助

から有効になる。 改正は、2022年9月19日

去る7月14日、FASBは、

株主提案に関する改正案

株主提案を除外できる13の実質 のプロセスを規定する規則の改 正案が公表された。 当該規則では、招集通知から 招集通知に含まれる株主提案

1 必須要素を実施している場合 実質的な導入(株主提案の

- 2 会」で提案されている場合に 同じ手段で同じ目的を追求し た株主提案が「以前の株主総 重複(同じ主題に取り組み、
- 3 株主総会に提出された別の株 合であることの明記 主提案と実質的に重複する場 再提出(再提出は、 以前の

開日から60日間と連邦官報での 公開日から30日間のいずれか長 いほうの期間である。 コメント期間は、SECの公

国際会計

SU案、公表-FASB 長期契約に係る保険に関するA

移行」を公表した。 険(トピック94)―売却契約の の公開草案「金融サービス―保 会計基準アップデート(ASU)

外基準について、カッコ内の改 が、改正案では、次の3つの除 的な基準の概要を提供している 正をしている。 contracts) の会計処理の的を 絞った改善」を公表した(その サービス―保険(トピック94) に、ASU2018―12「金融 後、ASU2020―11「金融

長期契約 (long-duration

サービス―保険(トピック94) 開始年度に延期)。現行では 用日は2022年12月16日以降 年度(または早期適用の場合に 財務諸表の表示期間の一番早い より、ASU2018-12の適 ―適用日と早期適用」の公表に

> 長期契約を除外するという会計 契約と継続的関与がない場合、 保険会社がその認識中止された め、長期契約が認識中止され、 約のグループ(または法的事業 用日前に、個人の契約または契 用が要求されている。 方針の選択を認めている。 体)が売却または処分されたた 公開草案は、保険会社に、

FASBは、2018年

11の適用日と同じである。コメ が要求される。 ついての定性的な記述」の開示 合には契約の売却または処分に 適用日は、ASU2020

無」と「会計方針を選択した場 また、「会計方針の選択の有

は適用年度期首)からの遡及適

である。

ント期限は2022年8月8日

CBの新プログラム タリア政局が試金石となるE

げを決めた。利上げは11年振り、 利上げ幅も22年振りとなる大き 策金利の0・5%ポイント引上 月21日に開催した理事会で、政 欧州中央銀行(ECB)は7

さで、ユーロ圏の金融政策の転 換点となる政策決定だった。 政策決定では、あわせて「ト

ション・インスツルメント(T ランスミッション・プロテク

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規寺				
日付	法 規 等	出所	備考	掲載号
2022年 7月12日	産業競争力強化法施行令の 一部を改正する政令案及び 産業競争力強化法に基づく 場所の定めのない株主総会 に関する省令の一部を改正 する省令案	経産省	株主総会資料の電子提供措置に係る規定が2022年9月1日に施行されることを受け、産業競争力強化法に基づき場所の定めのない株主総会を開催する上場会社が当該制度を利用する場合における、電子提供措置事項の内容等を定めるもの。コメント期限は2022年8月10日。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122050&Mode=0	_
2022年 7月19日	「コーポレート・ガバナン ス・システムに関する実務 指針(CGSガイドライン)」 の改訂	経産省	2018年9月改訂に続くもの。ガバナンス改革が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する経路をあらためて整理。また、ガバナンス・システムの改善を通じて企業価値を高めるためには、執行側と監督側の双方の機能強化を相乗的に推し進めていく意識が必要であることを提言。https://www.meti.go.jp/press/2022/07/20220719001/20220719001.html	_

ず想定されるが、今回の理事会 ではイタリアを適用見込みとし 権崩壊で揺れるイタリアが、ま TPIについても、本来なら政 ころに、ECBの苦境がある。

の

同時に打ち出さねばならないと かのような引締め策と緩和策を どおりTPIよりPEPPが優 ンデミック関連の対策には従来 2024年末まで維持され、パ

このように、一見相矛盾する

国の債券を無制限に購入できる 内容とは、域内国でファンダメ ようにするもの。ただし、TP が困難な状況が生じれば、当該 ンタルズの悪化により資金調達 は具体的な内容が発表された。 が示唆されていたもので、今回 化に対応するため、 り急上昇による市場の不安定 これは、南欧諸国の国債利 かねて導入 意 リア国債の価格は下落した。 TPIが発表された後にはイタ 満たすのか疑問だ。市場でも そもイタリアが財政規律やマク プとなっている「イタリアの同 口経済運営といった適用条件を 証 世論調査で支持率トッ

PI)」を導入することも決め

律やマクロ経済政策等の条件を

の適用には、当該国の財政規

か

FOMCでは6月中旬の前回と 探り状態で投資行動を行ってき その政策実現性を測りつつ、手 同様に政策金利を0・75%引 る。7月26、27日に開催される 決定内容が最大の関心事であ 場委員会)における金融政策の る。投資家は前回FOMC以降、 き上げることが予定されてい き続き米FOMC(連邦公開市 たと考えられる。 世界の株式市場にとって、引

パンデミック緊急購入プログラ

証券の再投資により残高は

(PEPP)については、満

の資産購入プログラムのうち、

会が決定するとしている。な 括的な分析・評価を行い、理事 クリアしているか等を含め、包

新規購入が終了したECB

7%上昇となった。ただ、中国、 5%程度上昇し、欧州、 株価指数が中旬末に前月末比約 なった。米株式市場では代表的 の株価は意外ともいえる上昇と らい状況下で、7月に入り世界 こうした株価上昇が期待しづ 主要市場は同期間に約4~ アジア うだが、それが株価の持続的な のはどこにも見当たらない。 場にとって環境好転といえるも 襲ってきている。各国の株式市 の兆しがみえることは確かのよ 格の動きに変調、ピークアウト 上昇を裏づけることにはなり得 原油価格や一部の原材料価

て議論された形跡はなく、そも 高まる可能性もある。 ており、 金融政策の試金石となる公算が タリアの政局が、ECBによる 長期金利の上昇リスクがさらに 枢に入る可能性が取り沙汰され 胞」が9月の総選挙で政権の その場合はイタリアの 目先はイ

外な世界的株高をどう考える

気配が濃厚である。さらに、 外な結果である。インフレの動 るし、ウクライナ情勢は長引く 向は、まだ不透明そのものであ たと考えた立場からすると、意 りが目立ち、まだ6月末の株価 ロナ感染は新たな波が各国を マーケット心理は弱気へ転換し 水準に達していない。 こうした主要国の株価上昇 6月のFOMCを挟んで

だろう。

裏の裏まで観察することが必要

前月末比約5%の上昇を記録 し、主要国比較では好調組に入 ひねっているという。 ついては、 ないだろう。7月の株価上昇に いうほかない。 日経平均株価は7月中旬末に

米国の専門家も首を

「謎」と

高まっている。

ロシアは7月上旬に株価値下が 思われたが、個別企業ではその 相場の動向の影響が大きいた OMCとともに米市場の動向を 後も米株式市場次第なので、F 話はほとんどない。 め、円安メリットの現れかとも いずれにせよ、日本株価は今 外国市場と比べると、

お詫びと訂正

に、次のように訂正いたします。 様に謹んでお詫びするととも て誤りがありました。読者の皆 ●25頁1段目2行目 (№1651)ポイント解説に 本誌2022年8月1日号

た

移転価格ガイドライン… 移転価格ガイドライン… 2020年2月にOECD 2022年1月にOECD